

警戒レベル
4

令和3年5月20日から

避難指示 で 必ず避難 !

避難勧告 は 廃止です



宇都宮市わが家の防災マニュアル2020 修正一覧

【主な修正項目】

- ▶ 災害対策基本法の改正に基づき、避難勧告の廃止など、避難情報が一部変更になりました。
- ▶ 令和2年12月に栃木県が追加指定した土砂災害警戒区域等に位置する避難所は、「指定取消」または「土砂災害時は使用不可」となりました。

(令和3年12月現在)

修正箇所	修正前	修正後	
7ページ・裏表紙	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3 高齢者等避難	
7ページ・裏表紙	警戒レベル4 避難指示(緊急)、避難勧告	警戒レベル4 避難指示	
7ページ・裏表紙	警戒レベル5 災害発生情報	警戒レベル5 緊急安全確保	
9・14ページ	No15 飯山公民館(B-3) (土砂災害警戒区域)	No15 飯山公民館(B-3) 削除(指定取消)	
10・25ページ	No44 桜田公民館(E-2) (土砂災害警戒区域)	No44 桜田公民館(E-2) 削除(指定取消)	
10・27ページ	No90 豊郷北小学校(D-2) (土砂災害警戒区域)	No90 豊郷北小学校(D-2) 土砂災害時は使用不可	
10・27ページ	No94 瓦谷町上公民館(D-2) (浸水リスク想定区域)	No94 瓦谷町上公民館(D-2) 洪水時は使用不可	
10・27ページ	No95 瓦谷町下公民館(E-3) (浸水リスク想定区域)	No95 瓦谷町下公民館(E-3) 洪水時は使用不可	
11・32ページ	No133 八幡山公園(B-2) (土砂災害警戒区域)	No133 八幡山公園(B-2) 土砂災害時は使用不可	
11・32ページ	No149 栃木県体育館(A-2) (広域避難場所)	No149 栃木県体育館(A-2) 削除(指定取消)	
11・32ページ	(新設に伴う避難所の新規指定) 錦地区	水上公園(C-2) 錦3-1100-3	
12・35ページ	(新設に伴う避難所の新規指定) 清原地区	ゆいの杜小学校(D-2) ゆいの杜3-15-30	
25ページ	(統合移転) 田下町駐在所(F-3)、大谷町駐在所(F-4)	大谷町駐在所(F-4) (浸水リスク想定区域の外へ移転)	
裏表紙	ホームページURL https://city.utsunomiya.tochigi.jp	ホームページURL https://city.utsunomiya.tochigi.jp	

“わが家”の避難先、避難のタイミングをもう一度見直しましょう。
安全な場所にいる人は避難する必要はありません。

避難所での感染症対策は
裏面をご覧ください。

問い合わせ 宇都宮市行政経営部危機管理課 028-632-2052

災害発生！ その時どうする？



令和3年6月 宇都宮市
災害時の感染症対策

避難所で密にならないか心配・・・
自宅にいてもいいの？

**！ 危険な場所にいる人は
避難することが原則です。**

避難所での密を避けるため、知っていただきたいこと

- ▶ **安全な場所にいる人は避難所に行く必要はありません。**
自宅の場所が危険な場所（洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域など）に位置するかどうか、ハザードマップなどで確認しておきましょう。
- ▶ **安全な親戚・知人宅への避難も検討してください。**
あらかじめ災害時に避難することを相談しておきましょう。
- ▶ **最低3日程度生活できるよう必要なものを備蓄してください。**
自宅にとどまるときや避難するときに必要になる飲料水・食料品、常備薬、生活用品などを準備しましょう。



避難所での感染症対策

- ・ 宇都宮市では、「避難所開設・運営ガイドライン感染症対策編」を作成し、運営従事者の研修を実施しています。
- ・ 優先開設する避難所などに、非接触型体温計・固形せっけん・マスクなどの感染症対策物資を配備しています。
- ・ 民間事業者と段ボールベッドなどの供給に関する協定を締結しました。また、避難所用個室テントなどに加え、ワンタッチ式パーティションなどの備蓄を進めています。



- マスク、消毒液、体温計などをできるだけ携行ください。
- 体調が悪い場合は、体調確認時に申し出てください。



感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者など」は、専用の避難所へ避難します。

- ▶ 避難所に入る前に、体調確認と非接触型体温計を使った検温を実施します。
- ▶ 体調不良者は、他の避難者とは異なる通路を使い、別スペースに案内します。
- ▶ 家族間の距離を確保し、定期的に換気を行います。



【発熱などの症状がある方】

- ▶ 避難所や親戚・知人宅に避難する前に、最寄りの医療機関・かかりつけ医、または県「受診・相談センター 0570-052-092」へ電話でご相談ください。



【自宅療養者・濃厚接触者の避難】

- ▶ 風水害時に市が避難情報を発令する時に、避難対象となる自宅療養者等がいる場合、開設する専用の避難所を保健所から個別にお知らせします。
- ▶ 地震などの時には、まずは身を守る行動をとり、開けた屋外などに避難してください。自宅に被害がある場合には、被害の状況に応じて専用の避難所を開設しますので、保健所にご相談ください。